

車両検査表

No.

検査日	令和 年 月 日	①指定箇所検査		②確認検査		③簡易除染後の確認検査	
ゲート通過時間	午前・午後 時 分	フロントワイパー		フロントワイパー		フロントワイパー	
検査場所		汚染あり・汚染なし		汚染あり・汚染なし		汚染あり・汚染なし	
車両番号		左輪	右輪	左前輪	右前輪	左前輪	右前輪
		汚染あり ・ 汚染なし	汚染あり ・ 汚染なし	汚染あり ・ 汚染なし	汚染あり ・ 汚染なし	汚染あり ・ 汚染なし	汚染あり ・ 汚染なし
乗車人数	人			左後輪	右後輪	左後輪	右後輪
				汚染あり ・ 汚染なし	汚染あり ・ 汚染なし	汚染あり ・ 汚染なし	汚染あり ・ 汚染なし
車両図		リアワイパー		リアワイパー		リアワイパー	
		その他汚染箇所		その他汚染箇所 あり・なし ※ありの場合、車両図 の該当箇所に×		その他汚染箇所 あり・なし ※ありの場合、車両図 の該当箇所に×	
		判定		判定		判定	
		OK ・ NG		OK ・ NG		OK ・ NG	
		測定者		測定者		測定者	

- ・各欄に○を記入する。
- ・測定者欄には、測定者の氏名をカタカナで記入する。
- ・車両図の汚染箇所にも×印を記入する。除染できた場合は、×印を二重線で抹消する。
- ・③簡易除染後の確認検査欄は、②で汚染ありとなった箇所及び判定欄にのみ○を記入する。
- ・すべて基準値以下になったら、検査結果(最終判定)のOK欄に✓を記入する。除染できなかった場合はNG欄に✓を記入する。

検査結果 (最終判定)	OK(40,000cpm以下)	NG(40,000cpm超)
----------------	-----------------	----------------



NGの場合は、車両一時保管の手続きへ

【記載例】車両検査表

No. 1

検査日	令和6年2月10日	①指定箇所検査		②確認検査		③簡易除染後の確認検査		
ゲート通過時間	午前・午後 9 時 50 分	フロントワイパー		フロントワイパー		フロントワイパー		
検査場所	日置市吹上中央公民館	汚染あり・汚染なし		汚染あり・汚染なし		汚染あり・汚染なし		
車両番号	鹿児島 は 27-54	左輪	右輪	左前輪	右前輪	左前輪	右前輪	
		汚染あり	汚染あり	汚染あり	汚染あり	汚染あり	汚染あり	
		汚染なし	汚染なし	汚染なし	汚染なし	汚染なし	汚染なし	
		汚染あり	汚染あり	汚染あり	汚染あり	汚染あり	汚染あり	
乗車人数	人	左後輪	右後輪	左後輪	右後輪	左後輪	右後輪	
車両図	<div style="text-align: center;"> <p>進行方向 ↑</p> <p>左前輪</p> <p>右前輪</p> <p>フロントワイパー</p> <p>左後輪</p> <p>右後輪</p> </div>	リアワイパー		リアワイパー		リアワイパー		
汚染あり		汚染あり		汚染あり		汚染あり		
汚染なし		汚染なし		汚染なし		汚染なし		
汚染あり		汚染あり		汚染あり		汚染あり		
判定		判定		判定		判定		
OK・NG		OK・NG		OK・NG		OK・NG		
測定者		測定者		測定者		測定者		
サイゴウ タカモリ		オオクボ トシミチ		オオクボ トシミチ		オオクボ トシミチ		

- ・各欄に○を記入する。
- ・測定者欄には、測定者の氏名をカタカナで記入する。
- ・車両図の汚染箇所にも×印を記入する。除染できた場合は、×印を二重線で抹消する。
- ・③簡易除染後の確認検査欄は、②で汚染ありとなった箇所及び判定欄にのみ○を記入する。
- ・すべて基準値以下になったら、検査結果(最終判定)のOK欄に✓を記入する。除染できなかった場合はNG欄に✓を記入する。

検査結果 (最終判定)	OK(40,000cpm以下)	NG(40,000cpm超)
	✓	

↓

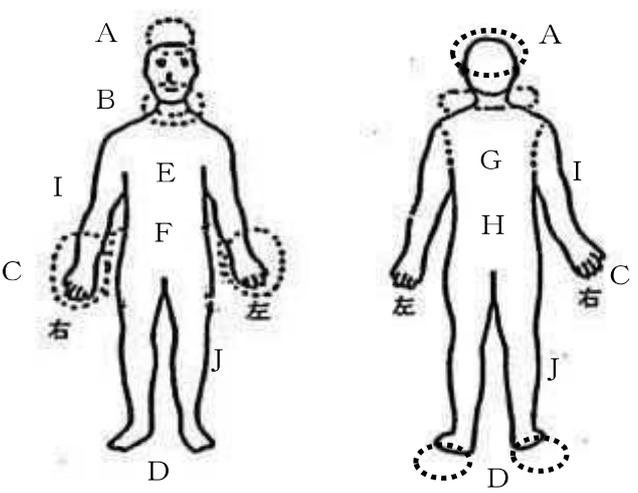
NGの場合は、車両一時保管の手続きへ

避難退域時検査記録票（住民用）

（ 自家用車 ・ バス ）

車両番号
(自家用車のみ記)

フリガナ		性別	男 ・ 女 （ <input type="checkbox"/> 妊婦 ）
氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生
		年 齢	歳
現住所	市 番 号 町		
連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯		

検査記録員記入欄	検査日時	令和 年 月 日 時 分		検査場所		
	検査方法	<input type="checkbox"/> ゲートモニタによる検査 <input type="checkbox"/> 要員による検査	サーベイメータ管理番号	<input type="checkbox"/> 富士電機 <input type="checkbox"/> 日立アロカ	バックグラウンド(BG)計数率 cpm (※3)	
	検査要員		記録要員		除染要員	
	検査対象者	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 代表者以外の住民		除染方法	<input type="checkbox"/> 脱衣 <input type="checkbox"/> 拭き取り <input type="checkbox"/> 流水の利用	
	部 位	指定箇所検査 (※1)	確認検査（指定箇所 を含む全身） (※1,2)	確認検査（汚染箇所 のみ）(※2) (1回目の簡易除染後)	確認検査（汚染箇所 のみ）(※2) (2回目の簡易除染後)	最終の 検査結果
	A 頭部	OK ・ NG	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG
	B 顔, 首, 肩	OK ・ NG	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG
	C 手・指, 掌	OK ・ NG	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG
	D 靴底	OK ・ NG	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG
	E 胸部	/	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG
	F 腹部	/	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG
	G 背部	/	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG
H 腰部	/	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG	
I 上腕	/	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG	
J 下肢	/	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG	
K 携行物品	/	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG	
最終の検査結果で基準値以上の箇所があった場合、図示し数値を記入のこと				携行物品で基準値以上の箇所があった場合 (必要に応じて記入)		
				<input type="checkbox"/> 所有者保有 <input type="checkbox"/> 一時保管 <input type="checkbox"/> 所有者放棄		

※1 時定数3秒、検出器の移動速度10cm/秒、表面からの高さ数cmで計測の場合は6,000cpm
 ※2 皮膚から数cmで検出器を固定(時定数の3倍以上)した場合は40,000cpm
 ※3 汚染検査前に確認。以後、検査1人終了ごとにBGが変化していないか確認(必要に応じて検出器の交換)

避難退域時検査記録票（住民用）

（ 自家用車 ・ バス ）

車両番号
(自家用車のみ記)

フリガナ		性 別	男 ・ 女 （ <input type="checkbox"/> 妊 婦 ）
氏名		生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日 生
		年 齢	歳
現住所	市 番 号		
連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">（記載例）指定箇所検査で汚染がない場合</div>		

検査日時	令和 年 月 日 時 分	検査場所			
検査方法	<input type="checkbox"/> ゲートモニタによる検査 <input type="checkbox"/> 要員による検査	サーベイメータ管理番号	<input type="checkbox"/> 富士電機 <input type="checkbox"/> 日立アロカ	バックグラウンド(BG)計数率 cpm (※3)	
検査要員		記録要員		除染要員	
検査対象者	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 代表者以外の住民		除染方法	<input type="checkbox"/> 脱衣 <input type="checkbox"/> 拭き取り <input type="checkbox"/> 流水の利用	
部 位	指定箇所検査 (※1)	確認検査（指定箇所含む全身） (※1,2)	確認検査（汚染箇所のみ）(※2) (1回目の簡易除染後)	確認検査（汚染箇所のみ）(※2) (2回目の簡易除染後)	最終の検査結果
A 頭部	<input checked="" type="radio"/> OK ・ NG	cpm	cpm	cpm	<input checked="" type="radio"/> OK NG
B 顔, 首, 肩	<input checked="" type="radio"/> OK ・ NG	cpm	cpm	cpm	<input checked="" type="radio"/> OK NG
C 手・指, 掌	<input checked="" type="radio"/> OK ・ NG	cpm	cpm	cpm	<input checked="" type="radio"/> OK NG
D 靴底	<input checked="" type="radio"/> OK ・ NG	cpm	cpm	cpm	<input checked="" type="radio"/> OK NG
E 胸部	/	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG
F 腹部	/	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG
G 背部	/	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG
H 腰部	/	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG
I 上腕	/	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG
J 下肢	/	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG
K 携行物品	/	cpm	cpm	cpm	OK ・ NG
最終の検査結果で基準値以上の箇所があった場合、図示し数値を記入のこと			携行物品で基準値以上の箇所があった場合 (必要に応じて記入)		
			<input type="checkbox"/> 所有者保有 <input type="checkbox"/> 一時保管 <input type="checkbox"/> 所有者放棄		

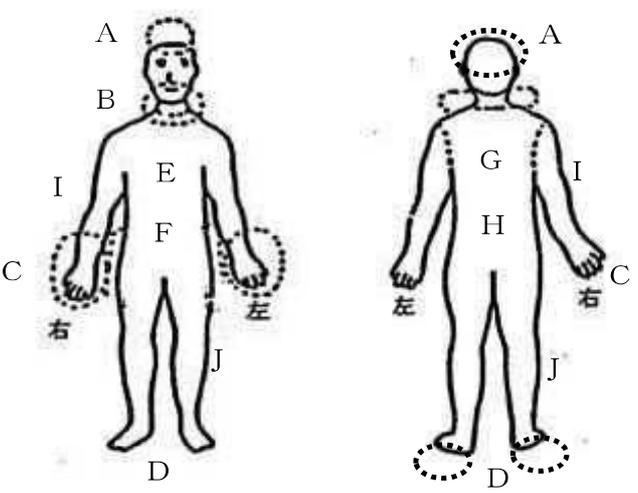
※1 時定数3秒、検出器の移動速度10cm/秒、表面からの高さ数cmで計測の場合は6,000cpm
 ※2 皮膚から数cmで検出器を固定(時定数の3倍以上)した場合は40,000cpm
 ※3 汚染検査前に確認。以後、検査1人終了ごとにBGが変化していないか確認(必要に応じて検出器の交換)

避難退域時検査記録票（住民用）

（ 自家用車 ・ バス ）

車両番号
(自家用車のみ記)

フリガナ		性 別	男 ・ 女 （ <input type="checkbox"/> 妊 婦 ）
氏名	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日生
	年 齢		歳
現住所	市 番 号		
連絡	（記載例）代表者検査で汚染があり，確認検査（汚染箇所のみ）で汚染がない場合		

検査記録員記入欄	検査日時	令和 年 月 日 時 分	検査場所			
	検査方法	<input type="checkbox"/> ゲートモニタによる検査 <input type="checkbox"/> 要員による検査	サーベイメータ管理番号	<input type="checkbox"/> 富士電機 <input type="checkbox"/> 日立アロカ	バックグラウンド(BG)計数率 cpm (※3)	
	検査要員		記録要員		除染要員	
	検査対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 代表者以外の住民	除染方法	<input type="checkbox"/> 脱衣 <input type="checkbox"/> 拭き取り <input type="checkbox"/> 流水の利用		
	部 位	指定箇所検査 (※1)	確認検査（指定箇所含む全身） (※1,2)	確認検査（汚染箇所のみ）(※2) (1回目の簡易除染後)	確認検査（汚染箇所のみ）(※2) (2回目の簡易除染後)	最終の検査結果
	A 頭部	OK	cpm	cpm	cpm	OK
	B 顔, 首, 肩	OK	cpm	cpm	cpm	OK
	C 手・指, 掌	OK	40,000 cpm	80 cpm	cpm	OK
	D 靴底	OK	cpm	cpm	cpm	OK
	E 胸部	/	cpm	cpm	cpm	OK・NG
	F 腹部	/	cpm	cpm	cpm	OK・NG
	G 背部	/	cpm	cpm	cpm	OK・NG
H 腰部	/	cpm	cpm	cpm	OK・NG	
I 上腕	/	cpm	cpm	cpm	OK・NG	
J 下肢	/	cpm	cpm	cpm	OK・NG	
K 携行物品	/	cpm	cpm	cpm	OK・NG	
最終の検査結果で基準値以上の箇所があった場合，図示し数値を記入のこと			携行物品で基準値以上の箇所があった場合 (必要に応じて記入)			
						
<input type="checkbox"/> 所有者保有 <input type="checkbox"/> 一時保管 <input type="checkbox"/> 所有権放棄						

※1 時定数3秒，検出器の移動速度10cm/秒，表面からの高さ数cmで計測の場合は6,000cpm
 ※2 皮膚から数cmで検出器を固定(時定数の3倍以上)した場合は40,000cpm
 ※3 汚染検査前に確認。以後，検査1人終了ごとにBGが変化していないか確認（必要に応じて検出器の交換）

避難退域時検査記録票（住民用）

（ 自家用車 ・ バス ）

車両番号
(自家用車のみ記)

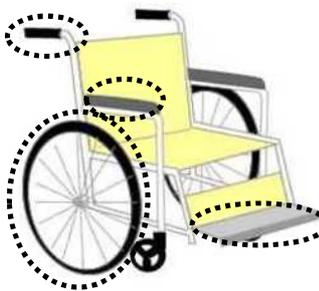
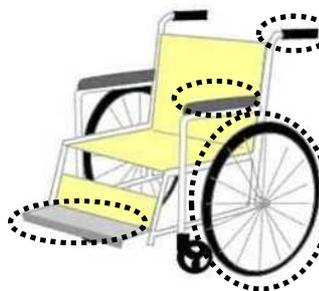
フリガナ		性 別	男 ・ 女 （ <input type="checkbox"/> 妊 婦 ）	
氏名		生年月日	明・大・昭・平	年 月 日生
		年 齢		歳
現住所	市 番 号			
連絡先	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> （記載例）指定箇所検査，確認検査（指定箇所含む全身）で汚染があり， 確認検査（汚染箇所のみ）で汚染がない場合 </div>			

検査記録員記入欄	検査日時	令和 年 月 日 時 分		検査場所		
	検査方法	<input type="checkbox"/> ゲートモニタによる検査 <input type="checkbox"/> 要員による検査	サーベイメータ管理番号	<input type="checkbox"/> 富士電機 <input type="checkbox"/> 日立アロカ	バックグラウンド(BG)計数率 cpm (※3)	
	検査要員		記録要員		除染要員	
	検査対象者	<input type="checkbox"/> 代表者 <input checked="" type="checkbox"/> 代表者以外の住民		除染方法	<input type="checkbox"/> 脱衣 <input type="checkbox"/> 拭き取り <input type="checkbox"/> 流水の利用	
	部 位	指定箇所検査 (※1)	確認検査（指定箇所含む全身） (※1,2)	確認検査（汚染箇所のみ）(※2) (1回目の簡易除染後)	確認検査（汚染箇所のみ）(※2) (2回目の簡易除染後)	最終の検査結果
	A 頭部	OK	cpm	cpm	cpm	OK
	B 顔, 首, 肩	OK	cpm	cpm	cpm	OK
	C 手・指, 掌	OK	40,000 cpm	80 cpm	cpm	OK
	D 靴底	OK	cpm	cpm	cpm	OK
	E 胸部	/	cpm	cpm	cpm	OK・NG
	F 腹部	/	cpm	cpm	cpm	OK・NG
	G 背部	/	cpm	cpm	cpm	OK・NG
H 腰部	/	cpm	cpm	cpm	OK・NG	
I 上腕	/	cpm	cpm	cpm	OK・NG	
J 下肢	/	cpm	cpm	cpm	OK・NG	
K 携行物品	/	cpm	cpm	cpm	OK・NG	
最終の検査結果で基準値以上の箇所があった場合，図示し数値を記入のこと			携行物品で基準値以上の箇所があった場合 (必要に応じて記入)			
<input type="checkbox"/> 所有者保有 <input type="checkbox"/> 一時保管 <input type="checkbox"/> 所有者放棄						

※1 時定数3秒，検出器の移動速度10cm/秒，表面からの高さ数cmで計測の場合は6,000cpm
 ※2 皮膚から数cmで検出器を固定(時定数の3倍以上)した場合は40,000cpm
 ※3 汚染検査前に確認。以後，検査1人終了ごとにBGが変化していないか確認（必要に応じて検出器の交換）

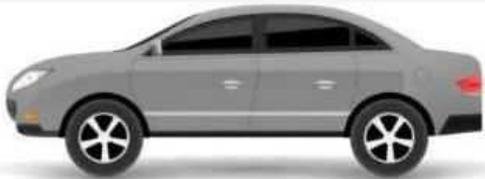
避難退域時検査記録票（車イス用）

(フリガナ) 所有者名	
住 所	
連 絡 先	

車 両 検 査 記 録 員 記 入 欄	検査日時	令和 年 月 日 時 分	検査場所			
	検査方法	要員による検査	サーバイメータ管理番号	<input type="checkbox"/> 富士電機 <input type="checkbox"/> 日立アロカ		バックグラウンド(BG)計数率 cpm(※3)
	検査要員		記録要員		除染要員	
	簡易除染の方法	<input type="checkbox"/> 拭き取り <input type="checkbox"/> 流水の利用				
	部 位	指定箇所検査 (※1)	確認検査（指定箇所 含む全身） (※1,2)	確認検査（汚染箇所 のみ）(※2) (1回目の簡易除染後)	確認検査（汚染箇所 のみ）(※2) (2回目の簡易除染後)	最終の 検査結果
	A 右ハンドル	OK ▪ NG	cpm	cpm	cpm	OK ▪ NG
	B 右肘掛け	OK ▪ NG	cpm	cpm	cpm	OK ▪ NG
	C 右車輪	OK ▪ NG	cpm	cpm	cpm	OK ▪ NG
	D 左ハンドル	OK ▪ NG	cpm	cpm	cpm	OK ▪ NG
	E 左肘掛け	OK ▪ NG	cpm	cpm	cpm	OK ▪ NG
F 左車輪	OK ▪ NG	cpm	cpm	cpm	OK ▪ NG	
G 足置き	OK ▪ NG	cpm	cpm	cpm	OK ▪ NG	
H	/	cpm	cpm	cpm	OK ▪ NG	
I	/	cpm	cpm	cpm	OK ▪ NG	
最終の検査結果で基準値以上の箇所があった場合、図示し数値を記入のこと			備考			
(右側) 			(左側) 			

- ※1 時定数3秒、検出器の移動速度10cm/秒、表面からの高さ数cmで計測の場合は6,000cpm
- ※2 皮膚から数cmで検出器を固定(時定数の3倍以上)した場合は40,000cpm
- ※3 汚染検査前に確認。以後、検査1人終了ごとにBGが変化していないか確認(必要に応じて検出器の交換)
- ※4 代表者の確認検査値が基準を超えた場合のみ

汚染車両一時保管記録票（検査場所保管用）

保管場所：	検査場所名：
保管日： 年 月 日（ ）	車両ナンバー ー
所有者氏名：	
所有者住所・連絡先： (TEL ー ー)	
<p><検査結果（除染後）> 汚染箇所を図上に斜線で表示。</p>	
<p>前面</p> 	<p>後面</p> 
<p>左面</p> 	<p>右面</p> 
<p>（備考）</p>	
<p>（キリトリ）</p>	
<p>汚染車両一時保管記録票（住民交付用）</p>	
保管場所：	検査場所名：
車両ナンバー： ー	所有者氏名：

携行物品一時保管記録票（検査場所保管用）

保管場所：	検査場所名：
保管日： 年 月 日（ ）	車両ナンバー ー
所有者氏名：	
所有者住所・連絡先： (TEL ー ー)	
【汚染物品名】	【備考】
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	
(キリトリ)	
物品一時保管記録票（住民交付用）	
保管場所：	検査場所名：
車両ナンバー： ー	所有者氏名：

		管理番号：
通 過 証		
通過年月日	令和 年 月 日	
代表者氏名（人数）	（計 名）	
車両ナンバー	—	
<p>上記の者が避難退域時検査場所を通過したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;"><u>鹿児島県災害対策本部 ○○○○○○○○○○ 検査場</u></p>		

【記載例】空間線量率測定記録用紙(検査場所保管用)

測定年月日： 令和 6 年 2 月 10 日 (土)

天候 (晴れ)

場所 (川床コミュニティ運動場)

※検査責任者及び副責任者は、避難退域時検査の開始前に1回、避難退域時検査中は1時間に1回、空間線量率の測定を行う。
測定点(定点)は、車の通行が少ない、目印がある、場所の特定が容易な屋内・外の2ヶ所程度を選ぶ。

測定器型式： TCS-171

校正日、校正定数R6.1.16, 1.0

測定者	地点1 (車両指定箇所検査エリア)		地点2 (住民検査テント内)				備考
	測定時刻	測定値 [μ Sv/h]	測定時刻	測定値 [μ Sv/h]	測定時刻	測定値 [μ Sv/h]	
鹿見島 太郎	13:30	0.05	:		:		
"	14:30	0.05	:		:		
	:		:		:		
	:		:		:		
	:		:		:		
	:		:		:		
	:		:		:		
	:		:		:		
	:		:		:		
	:		:		:		
	:		:		:		
	:		:		:		
	:		:		:		
	:		:		:		

<参考> 避難退域時検査及び簡易除染の方法と手順

※原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（抜粋）

【基本的な考え方】

1 避難退域時検査の方法

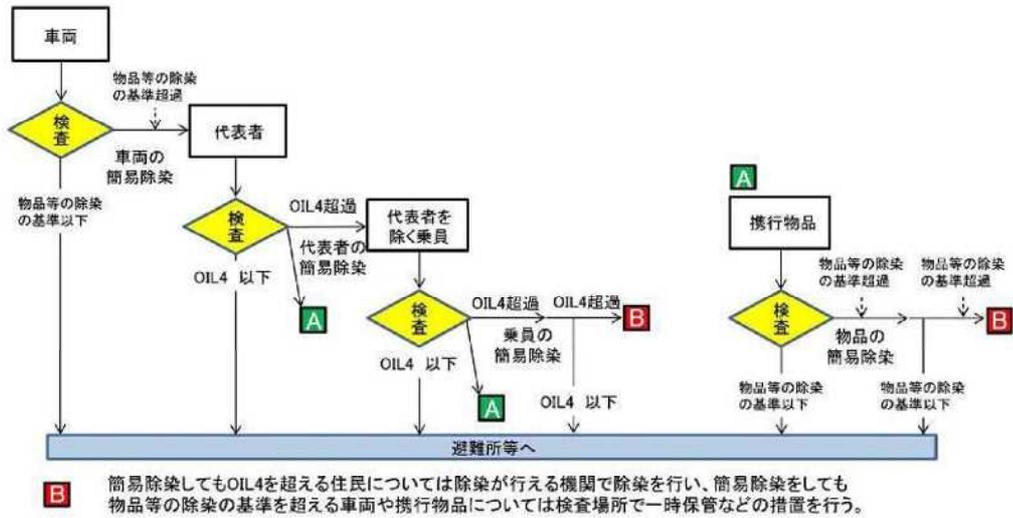
避難退域時検査は、住民等の避難や一時移転の迅速性を損なわないよう科学的に合理性があり信頼性と効率性を確保できる方法で実施する必要がある。UPZ内の住民等は、全面緊急事態以降は屋内退避を実施し、OILに基づく避難や一時移転を自家用車で行う場合は家族が乗り合わせて行動をとること、バス等で行う場合は近隣の地区の住民等が集合場所に集合して乗り合わせて行動をとることから、同じ車両で避難行動をとる住民等はそれぞれの集団として概ね同じような行動をとると考えられる。また、避難行動に用いる自家用車やバス等の車両は、UPZ内の自宅等において一般的に屋外で駐車されており、住民等が乗車して屋外を走行して避難退域時検査場所に移動するため、屋外での駐車中や移動中に外気や路面に触れていることから、乗車した者よりも放射性物質がより多く付着し汚染の程度が高いと考えられる。

このような基本的な考え方から、避難退域時検査の方法は、以下の手順で行うことを基本とする。

- ① 自家用車やバス等の車両を利用して避難行動を行う住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行う。
- ② 検査の結果が車両や携行物品の除染を講ずるための基準（以下「物品等の除染の基準」という。）を超える場合には、乗員の代表者（避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名）に対して検査を行う。
- ③ この代表者がOIL4を超える場合には、乗員の全員に対して検査を行う。
- ④ 携行物品の検査は、これを携行している住民等がOIL4を超える場合のみ検査を行う。

これらの住民等や車両及び携行物品に対する避難退域時検査及び簡易除染は「図1 避難退域時検査及び簡易除染の手順」に示す。

図1 避難退域時検査及び簡易除染の手順



ただし、OILに基づく防護措置の指示後に住民等の避難又は一時移転を行うため、原子力災害重点区域外からOILの防護措置の対象区域に入域したバス等の車両については、それら車両が物品等の除染の基準を超えない場合であっても、乗員の代表者（避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名）に対して、避難退域時検査を行い、代表者がOIL4を超える場合には、乗員全員に対して検査を行う。

2 除染を講ずるための基準

避難退域時検査は、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査であり、除染を講ずるための基準を超える場合には簡易除染等を行うこととしている。その除染を講ずるための基準として、住民等にはOIL4を適用し、車両や携行物品には「物品等の除染の基準」を適用する。それぞれの基準の値を「表1 除染を講ずるための基準」に示す。

表1 除染を講ずるための基準

OIL4	物品等の除染の基準
β線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	β線：40,000cpm (物品等の表面から数cmでの検出器の計数率)
β線：13,000cpm【1か月後】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	

○ I L 4 及び物品等の除染の基準の値である β 線40,000cpm は、我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm² となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。また、○ I L 4 の基準の値である β 線13,000cpm【1か月後】は、上記と同様に、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

また、○ I L 4 の基準の初期値を β 線40,000cpm としているのは、福島第一原子力発電所事故後には100,000cpm をスクリーニングの基準として運用したが、スクリーニング結果の人数分布を踏まえれば、スクリーニングレベルを100,000cpm 以下としても、簡易除染の実施は可能であったと考えられること、バックグラウンドの影響を踏まえて実効的な水準にする必要があることを踏まえ、○ I L 4 の基準の初期値については、旧原子力安全委員会が定めた除染の基準（13,000cpm）の3倍程度の余裕を見込んだ水準として、 β 線13,000cpm \times 3 \approx 40,000cpm に設定した。

なお、ヨウ素-131 の半減期は8日と短いため、ヨウ素による影響の急速な減少を考慮に入れ、○ I L 4 の値を初期の40,000cpm から1か月後には13,000cpm に引き下げることにした。

3 簡易除染の方法

避難退域時検査の結果、○ I L 4 を超える住民等や物品等の除染の基準を超える車両及び携行物品には簡易除染を行う。簡易除染の方法は、避難退域時検査場所において、拭き取りや着替えにより行うことを基本としている。

住民等の簡易除染の方法は、拭き取りや着替えを基本としており、着衣の表面に汚染がある場合には、汚染のない衣服に着替えることで確実に除染することができる。また、手足、顔、頭部などの露出した箇所は、ウェットティッシュ等での拭き取りを基本とする。

車両の簡易除染の方法は、国の委託事業による専門の研究機関の調査研究の結果（令和2年度内閣府原子力防災研究事業）により、車両の簡易除染について流水による除染と拭き取りによる除染がその効果において有意な差異が認められないことが示されたことから、廃水処理作業等の合理化の観点も考慮して、拭き取りを基本とする。また、携行物品の簡易除染の方法についても、同様とする。

簡易除染で発生したウェットティッシュ等の汚染物（所有者が所有権を放棄した汚染された携行物品を含む。）は、ポリ袋に入れ、一般の廃棄物と分別しておく必要がある。また、避難退域時検査及び簡易除染に携わった要員が使用した手袋やサージカルマスク等も、同様に扱う。

4 簡易除染によっても除染を講ずるための基準を超える場合の対応

簡易除染を行ってもなおO I L 4を超える住民等は除染が行える原子力災害拠点病院等の機関で除染や必要な措置を行うことが必要である。原子力災害拠点病院は、立地道府県等が原子力災害医療の中心となる医療機関として指定するものであり、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いのある者に対して、線量測定、除染措置等の適切な診療等を行う医療機関である。このため、簡易除染を行ってもなおO I L 4を超える住民等に対しては、このような適切な措置が行える機関に搬送して対応することが重要である。その際、汚染拡大の防止の観点から、念のため汚染箇所をタオル等で覆うなどの措置や対応する医療従事者は防護具を装着するなどの対応が必要である。

また、簡易除染を行ってもなお物品等の除染の基準を超える車両や携行物品は、汚染の拡大防止の観点から、避難退域時検査場所で一時保管等の措置を行う。その際、自家用車やバス等の車両の場合には、代替となる移動手段を確保することが必要である。

【避難退域時検査及び簡易除染の運用】

1 バックグラウンドの測定方法

バックグラウンドの測定は、「避難退域時検査場所の環境に変化があったか」を知る上で、重要な情報となる。

検査責任者補佐は、検査の準備段階から検査終了までの間、空間放射線量率用測定器（NaI(Tl)サーベイメータ）を使って、以下の方法により、定期的にバックグラウンドの測定を行う。

- ① 検査責任者補佐は、避難退域時検査場所の屋内・外の2ヶ所程度を選び測定点（定点）とする。測定点は、車の通行が少ない、目印がある、場所の特定が容易である地点を選ぶ。
- ② 測定器は、測定点において検出部を地上から1 m（腰部付近）の高さで水平に保ち、毎回、同一の向きで測定する。
- ③ 時定数を10秒とし、約30秒（時定数の3倍）経過後、指示値を読む。指示値の読み方は、メーター針のある機種では、針の振れの中央を測定値とする。
- ④ 空間放射線量率の測定は、避難退域時検査を開始する前に、また、避難退域時検査中は1時間に1回程度行う。
- ⑤ 測定日時、測定場所、測定者及び測定値を記録する。
- ⑥ バックグラウンドの値の上昇が認められた場合は、検査責任者等に報告する。

2 避難退域時検査の方法と手順

(ア) 避難退域時検査の方法（放射線測定器）

a 表面汚染検査用測定器（GM サーベイメータ）

GM サーベイメータは、 β 線の表面汚染を測定するために用いる。GM サーベイメータの検出部は、先の尖った物品等と接触すると破損しやすいため、取扱いに注意すること。また、検出部に放射性物質が付着しないよう、食品用ラップ（養生用）で検出部を覆い、降雨の際に屋外で使用する場合は、ビニール袋等で水に濡れないように保護する。

GM サーベイメータは、検出部の入射窓面積、時定数や測定時間、測定面と測定器の距離により、測定値が大きく変わるため注意すること。GM サーベイメータの機種ごとの詳細は運用の手引きを参照し、それぞれの使用方法に従う。

b 車両用ゲート型モニタ

一般的に車両用ゲート型モニタは、検出部を移動できる 2 本のポールで構成しており、車両がこのポールの間（ゲート）を通過する際に汚染を測定する方式である。

車両用ゲート型モニタは、事前の性能試験により、タイヤの側面に β 線 40,000cpm(120Bq/cm², 放射能 240 k Bq) のような I-131 が存在することを検出することが可能であれば、表面汚染検査用測定器による指定箇所検査のうちタイヤ側面の検査に代えることができる。ただし、警報値の設定条件等、メーカーや機種により相違があることから、運用する際には、運用の手引きを参照し、それぞれの使用方法に従う。

(イ) 避難退域時検査の手順

a 車両の検査

(a) 車両の指定箇所検査

表面汚染検査用測定器を用いた車両の検査では、車両の外側に放射性物質が付着している可能性が高いことから、①ワイパー部（フロントガラス下部）、②タイヤ側面（原則として全輪）を指定箇所検査の対象とする。なお、天候、車両の種類によらず、同じ箇所を検査する。

また、検査は、通常手の届く高さや可能な範囲で行い、はしごを使用した高所作業等やエンジンルーム内の検査は行わない。

- ① ワイパー部（フロントガラス下部）
ワイパーのゴム部分，フロントガラスの下部パッキンにかけてのワイパー周辺一帯（図2を参照）の検査を行う。
- ② タイヤ側面（原則として全輪）
タイヤ側面のゴム部（図2を参照）について検査を行う。

図2 車両の指定箇所



(b) 車両の確認検査

指定箇所検査で物品等の除染の基準を超える場合には，確認検査の場所へ誘導し，簡易除染箇所を特定するための確認検査を実施する。その結果，物品等の除染の基準を超える場合には，簡易除染の場所へ誘導し簡易除染を行い，乗員については，住民等の検査を行う。

b 住民等の検査

住民等の検査は，車両の確認検査の結果，車両が物品等の除染の基準を超える場合に，乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者がOIL4を超える場合には，乗員の全員に対して検査を行う。ただし，OILに基づく防護措置の指示後に原子力災害対策重点区域外から入域したバス等の車両については，車両の検査において車両が物品等の除染の基準を超えない場合であっても，乗員の代表者（避難行動が同様の行動をとった集団のうち的一名）に対して，検査を行う。

(a) 住民等の指定箇所検査

表面汚染検査用測定器を用いた住民等の検査では，放射性物質が付着している可能性が高い図3の①～③の指定箇所検査を実施する。なお，検査の際には，帽子，上着等は着衣のまま，その上から検査を行う。

図3 住民等の指定箇所検査



(b) 住民等の確認検査

指定箇所検査でO I L 4を超える可能性があるとして判定された場合には，確認検査の場所へ誘導し，簡易除染箇所を特定するための確認検査を実施する。その結果，O I L 4を超える場合は，簡易除染の場所に誘導し，簡易除染と携行物品の検査を行う。また，当該住民等が乗車していた車両の車内の検査も行い物品等の除染の基準を超える場合には車内の簡易除染を行う。

c 携行物品の検査

表面汚染検査用測定器を用いて携行物品の表面を検査する。原則として表面全面を行うこと。スーツケース，鞆，袋等密閉されたものは，開封する必要はない。

検査の結果，物品等の除染の基準を超える場合は，簡易除染を行う。

3 簡易除染

確認検査の結果，O I L 4 又は物品等の除染の基準を超えることが確認された場合，簡易除染が必要となる。迅速な住民等の避難及び一時移転のため，避難退域時検査場所での簡易除染は，着替えや拭き取りにより行う。

簡易除染にあたっては，付着している放射性物質をできるだけ拡大させないようにする必要がある。そのためには，放射線は目に見えないことを念頭におき，簡易除染に使った手袋を外さずに，自分や他の人，物にさわらないよう注意する。

ア 簡易除染の方法

(ア) 車両の簡易除染

a 拭き取り

物品等の除染の基準を超える車両は，原則として，簡易除染の要員が，水に濡らしたウエス等を用い，付着している放射性物質を以下の方法で拭き取る。

- ・ 物品等の除染の基準を超える箇所を中心とし，周囲から中心に向かって一方向に拭き取ること。
- ・ 1枚のウエス等で何度も繰り返して拭き取らないようにすること。
- ・ 1度拭き取りに使ったウエス等は，そのまま所定の容器等へ廃棄すること。

該当箇所に強固に泥が付着している場合は，洗車用ブラシを使うなどして，泥を落とす。落とした泥は，シートで受け，ポリ袋等に集めておき，一般の廃棄物と分別する。

1回の簡易除染によっても物品等の除染の基準を超える場合は，2回目の簡易除染を行い，それ以上は除染を行わず，除染後の確認検査を行う。

(イ) 住民等の簡易除染

a 着替え

着衣がO I L 4を超える場合は，原則として住民等本人により着替えを行う。そのため，着替え用衣類はあらかじめ用意しておく。

着替えの際は，衣服や身体への放射性物質の拡大を防止する必要がある。そのため，簡易除染の要員は住民等に以下の説明と指導を行う。

- ・ 汚染の拡大を防ぐため手袋とサージカルマスクを着用すること。
- ・ 汚染されている衣服の表を中に巻き込むよう脱衣すること。

- ・ 脱衣の際に皮膚に汚染物が触れる場合は、皮膚を手袋やテープ等で覆ってから脱衣すること。

b 拭き取り

頭髪や皮膚がO I L 4を超える場合は、原則として住民等本人がウェットティッシュ等を用いて拭き取りを行う。簡易除染の要員は住民等に以下の説明と指導を行う。

なお、自分で拭き取りが行えない住民等には、簡易除染の要員が手伝う。

- ・ 汚染の拡大を防ぐため手袋とサージカルマスクを着用すること。
- ・ O I L 4を超える箇所を中心とし、周囲から中心に向かって一方向にウェットティッシュ等で拭き取ること。
- ・ 1枚のウェットティッシュ等で何度も繰り返して拭き取らないようにすること。
- ・ 1度拭き取りに使ったウェットティッシュ等は、そのまま所定の容器等へ廃棄すること。
- ・ アルコールにアレルギーのある住民等を除染する場合は、水で濡らしたウエス等を使うこと。

aは、着替えを行った後に確認検査を行う。bは、1回の簡易除染によってもO I L 4を超える場合は、2回目の簡易除染を行い、それ以上は除染を行わず、除染後の確認検査を行う。

(ウ) 携行物品の簡易除染

物品等の除染の基準を超える携行物品は、原則として、簡易除染の要員が、水で濡らしたウエス等により（ア）aと同様の方法で拭き取りをする。所有者の希望があれば、所有者本人が手袋をした上で、拭き取りを行う。

1回の簡易除染によっても物品等の除染の基準を超える場合は、2回目の簡易除染を行い、それ以上の除染は行わず、除染後の確認検査を行う。